

広島県告示第九百十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定により、公有水面の埋立てによつて次の表の上欄に掲げる土地が大崎上島町の区域内に生じた旨及び同法第二百六十条第一項の規定によつて当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、大崎上島町長から届出があつた。

平成二十二年十一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上 欄		下 欄
位 置	面 積	
豊田郡大崎上島町東野字胡ヶ鼻七四六の二に接する里道に接する既設堤防から、同町東野字古社谷七〇〇の一〇に接する既設堤防を経て、同町東野字宮ヶ浜六五六の八に至る地先	二、六〇九・三九平方メートル	大崎上島町東野字才之元、字胡ヶ鼻、字前古社谷、字古社谷、字宮ヶ浜